

公募要項（アメリカ文学・文化分野）

1. 公募の目的

福岡女子大学は、グローバル化時代に期待される女性人材を育成するため、「教養」と「国際」を重視した一学部体制の新たな教育システムを構築、推進している。また、2015（平成 27）年 4 月に大学院人文社会科学研究科博士前期課程（修士課程）を、2017（平成 29）年 4 月に同博士後期課程を設置している。本学の理念に賛同し、その教育・研究を実践する教員を下記のとおり公募する。

2. 募集人員

1 名 専任教員（准教授、講師）

3. 専門分野

アメリカ文学・文化分野

4. 職務内容

国際文理学部および大学院人文社会科学研究科の教員として以下の職務を行う。なお、担当科目は着任後に調整を行う。

●国際文理学部国際教養学科科目：

アメリカ文学史、英語圏の文化と文学Ⅰ、英語圏の文化と文学Ⅱ、欧米文化理論、国際教養演習、卒業研究演習、卒業論文等

※なお、英語圏の文化と文学Ⅱは英語で授業を行う

●国際文理学部共通科目：

ファーストイヤー・ゼミⅠ・Ⅱ

※上記以外の共通科目を担当することがある。

●大学院人文社会科学研究科科目：

大学院人文社会科学研究科の博士前期課程科目、博士後期課程科目を担当可能、もしくは将来的に担当可能であることが望ましい。

●その他、大学管理運営に関する業務

5. 採用条件

（1）身分

専任教員

（2）任期

5 年（採用後の教育・研究・大学運営・社会貢献等の活動を審査し、適格と判断した場合、任期満了時に任期の定めのない教員とする。但し、教員の定年は 65 歳。）

（3）着任時期等

2027（令和 9）年 4 月 1 日

（4）給与

「公立学校法人福岡女子大学教員年俸規程」に定める年俸を支給する。

6. 応募資格

- (1) 博士の学位（外国で授与されたこれに相当する学位を含む。）を有すること。またはこれと同等の知識・経験を有すること。
- (2) 英語による授業が可能であること。
- (3) 本学の教育理念に賛同し、女子高等教育及び男女共同参画社会の発展に積極的に寄与できること。
- (4) 国籍は問わない。但し、日本語での授業および大学運営業務が可能であること。
- (5) 着任後、福岡県もしくはその近郊に居住できること。

7. 応募締め切り

2026（令和8）年9月25日（金）17時必着

8. 選考方法

選考は書類審査を経て、二次審査（一次審査合格者に対して実施予定。該当者には個別に連絡する。）を面接および必要に応じ模擬授業等により行う。なお、二次審査は本学で行うが、旅費は支給しない。また、面接時には大学発行の卒業・修了証明書および学位授与証明書（あるいは学位を証明できるもの）（いずれもコピー可）を提出のこと。

9. 選考結果の通知

選考手続き終了後、直接本人あてに通知する。（原則として E-mail によって行う。）

10. 応募方法

- (1) 応募書類（様式は、[ア]は本学の様式、[イ]は文部科学省別記様式第4号その2を使用のこと。[ウ]以降の様式は任意。なお、上記[ア]の様式は本学のホームページから、[イ]の様式は文部科学省または本学のホームページから取得できる。）

ア 履歴書（直接連絡が取れる E-mail アドレスおよび電話番号を明記すること） 1部

イ 教育研究業績書 1部

●教育業績

●職務上の業績

●研究業績

ウ 主要論文別刷 5編程度および日本語による要旨（各編 200 字程度） 各 1部

エ これまでの活動や実績を中心に、応募理由および本学着任後の日本語による抱負（1000 字程度） 1部

オ 推薦書（推薦人の連絡先（E-mail アドレスを含む）を明記のこと）または、推薦者として照会できる方 2 名の氏名、連絡先（E-mail アドレスを含む）を記載した書類 1部

(2) 応募書類の提出先と提出方法

〒813-8529 福岡市東区香住ヶ丘 1-1-1

公立大学法人福岡女子大学 国際文理学部長 ぱすましり じゃやせーな宛

封筒の表に「応募書類在中（アメリカ文学・文化分野）」と朱書きし、レターパック、簡易書留または宅配便など、配達状況のわかる方法により送付のこと。なお、応募書類は返却しない。

(3) 問い合わせ先

国際教養学科長 佐藤秀樹 h.sato@fwu.ac.jp

1 1. その他

- (1) 応募書類は、審査終了後、本学において破棄する。また、提出された書類に含まれる個人情報、選考以外の目的には使用しない。
- (2) 「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）」の趣旨に則り、女性の積極的な応募を歓迎する。
- (3) 本学の国際化推進の方針に則り、外国籍を有する者の積極的な応募を歓迎する。
- (4) 「障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）」および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」の趣旨に則り、教員の選考を行う。